

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託 仕様書

1 委託名

「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託

2 委託主旨

佐賀県産木材（以下「県産木材」という。）のイメージアップを図るため、県産木材をふんだんに使用し「木の心地よさ」や「かっこよさ」をアピールできる魅力的なデザインの木造住宅及びリノベーション施設を募集し「さがの木の住まいコンクール／リノベーションコンクール」を開催するとともに、その優れた事例を広く県民に紹介し、県産木材の利用の意義や木造建築への関心や理解を深めるなど、県産木材に対する「意識」の向上を図る。

3 活動範囲

主として県内一円

4 業務内容

「さがの木の住まいコンクール／リノベーションコンクール」の開催

(1) スケジュール

ア	令和元年10月1日	申請受付開始
イ	令和2年1月6日	申請受付終了
ウ	令和2年1月中旬	審査会の開催（書類審査）
エ	令和2年2月上旬	審査会の開催（プレゼンテーション審査）

(2) 準備

- ・企画会議の開催（3回程度）
- ・審査委員の選定、連絡調整等
- ・コンクール募集チラシの作成、配布（周知活動含む）
- ・審査会当日のマニュアル、シナリオの作成
- ※なお、審査員については8名を予定しており、うち5名については報償費及び旅費を支払うこと
- ・審査会当日の会場設営、司会（1名）、スタッフの手配等

(3) 審査会の開催

- ・当日の運営、管理、記録（写真）

(4) コンクール作品展示用のパネル作成

(5) 広報（令和2年2月～3月）

- ア 「さがの木の住まいコンクール／リノベーションコンクール」作品集の企画及び制作
※作品集については、それぞれ3,000部ずつ印刷
- イ 「さがの木の住まいコンクール／リノベーションコンクール」優秀作品の新聞広告、テレビCM又は同等の効果があると認められる広報事業等

5 委託期間

契約締結日から令和2年3月23日まで

6 活動報告書と活動内容の確認

業務完了の際に、以下の項目について佐賀県農林水産部林業課に提出するものとする。

- (1) 「ふるさと木材利用拡大推進事業」業務委託活動報告書
- (2) コンクール開催状況写真
- (3) 成果品（応募作品集、新聞広告等の広報資材）※任意様式とする

7 その他

- (1) 企画が採用された団体については、県と協議のうえ、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。また、佐賀県財務規則第115条の規定に基づき、当該契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、同上第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (2) 委託契約を締結した団体については、原則、契約金額の10分の3以内で前金を請求することができる。

ただし、協議の上、前金の額は変更することができる。

- (3) 本委託の実施に当たっては本仕様書によるものとするが、疑義が生じた場合は速やかに佐賀県林業課と協議するものとする。